

# **部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組**

## 目 次

- 1 人権について（平成19年3月沖縄県教育委員会人権ガイドブックを参考に、一部修正）
- 2 体罰（暴力・暴言）・ハラスメントについて  
（平成19年3月沖縄県教育委員会人権ガイドブックを参考に、一部修正）
- 3 部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて
  - (1) 体制の構築
  - (2) 学校における具体的な取組

終わりに

体罰等の許されない指導と考えられるものの例  
新しい時代にふさわしいコーチングの確立に向けて  
～グッドコーチに向けた「7つの提言」～  
暴力・暴言・ハラスメント実態調査様式（例）  
暴力・暴言・ハラスメント根絶のためのチェックシート（例）

# 1 人権について

平成 19 年 3 月沖縄県教育委員会人権ガイドブックを参考に、一部修正

## (1) 人権とは

人権とは、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利をいい、それは人間固有の尊厳に由来する。

人権は、人間がただ人間であることにより誰でも当然に有する、侵してはならない権利である。

日本国憲法は、「個人の尊重」「個人の尊厳」を基本的人権の保障の根底に捉えており、一人ひとりの人間が、自由・自律という尊厳性を表象する人格主体、権利主体として最大限尊重されなければならない。

### ア 人権侵犯

人権侵犯とは、人間が生まれたときから持っている基本的人権を侵すことをいい、人格権の侵犯ともいわれる。その原因や態様にはいろいろなものがある。

- 有形な人権侵犯とは、相手に肉体的苦痛を与えるもので、いわゆる殴る、蹴る、長時間にわたる正座や校庭での走り込みなどがある。
- 無形な人権侵犯とは、相手に精神的苦痛を与えるもので、いわゆる言葉による暴力、相手の身体の肉体的欠陥や相手が気にしている身体的特徴（例えば、ハゲ、デブ、チビ、汚い、臭いなど）を言う、また、グループで無視し仲間はずれにするなどがこれに当たる。
- 人権侵犯は、場合によっては不登校、自殺、教師不信などにつながっていく恐れがあるので、有形、無形に関わらず犯してはならない。

### イ 人権感覚を身につける

人権については、知的理解にとどまらず、人権感覚を身につけることが大切で、人権尊重の理念について十分に認識する。

- 人権を知識として理解するだけでなく、感覚や感性として人権を身につけることがなければ、児童生徒に対して人権教育はおろか、人権に配慮したコミュニケーションができず、児童生徒の人権に対する感性がはぐくまれることが難しくなる。

### ウ 人権教育

人権教育とは、日本国憲法及び教育基本法の精神に則り、基本的人権の尊重が正しく身につくよう、地域の実情にも留意しながら学校教育及び社会教育において行われる教育活動をいう。

- 人権教育は、児童生徒が日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が充分身につくよう指導することが大切である。そのためには、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を訴えることも重要であるが、それと併せて具体的な人権に関わる課題に即し、児童生徒に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなどの創意工夫が必要である。

### エ 加害者に問われる責任

加害行為が犯罪を構成する場合には、刑事的に訴追され、裁判で禁錮以上の刑に処せられると、教員免許状は失効となりその職を失うこともある。

#### 【行政責任】

行政的には、信用失墜等の理由から、地方公務員法第 29 条によって懲戒処分に付されることがある。

- 特に公教育にあたる教育公務員の職の重大さに鑑み、行政処分は厳しく、教員免許状が取り上げされることもある。処分の種類には、戒告、減給、停職、免職がある。校長も監督責任を問われることがある。

## (2) 子どもの権利とは

子どもは、自由かつ独立の人格を持った権利の主体であり、子どもを未成熟な保護の客体として扱うのではなく、子どもを一人の独立した人格として尊重しなければならない。子どもは、大人と共に社会を構成する対等かつ全面的なパートナーであり、大人は子どもの支配者ではない。

全ての子どもは、健やかに成長し発達する権利を持っており、子どもが持っている無限の可能性を十分に發揮できるよう、子どもの権利を保障することは、大人及び社会の責務である。

子どもの権利について、子どもの権利条約において権利保障の基準が明らかにされ「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。子どもの権利条約に基づく子どもの権利には、以下の4つの柱があるといわれている。

- ・生きる権利：住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
- ・育つ権利：勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- ・守られる権利：紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- ・参加する権利：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

## 2 体罰（暴力・暴言）・ハラスメントについて

平成19年3月沖縄県教育委員会人権ガイドブックを参考に、一部修正

### (1) 体罰とは

体罰とは、学校教育法との関係で、教師（指導者）が児童生徒に肉体的苦痛を与える制裁行為を行うことによって、教育上の目標を達成しようとする行為といわれている。

しかし、体罰に教育的効果はなく、加えてはいけないため「暴力・暴言」として認識すべきである。

懲戒はあくまでも教育上の目的に応じた教育作用として行われるものである。また、懲戒は児童生徒の教育を受ける権利を制限することもあるため、懲戒行為は慎重に行わなければならない。

学校教育法第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、児童生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### ア 体罰（暴力・暴言）はどんなときに行われているか

団体行動を求められ、時間で動かされているなど、個人よりも集団が優先されたりする場合に多く発生する。

- 児童生徒の言動に反射的に起きた私的感情を抑えきれなかったとき。
- 何度も同じ事を繰り返し言ったり確認したりしたのに、指導者の指示通りに動かず、カーッとしたとき。
- 指導者が指示したことに対して児童生徒が口答えするなど反抗的な態度をとったとき。

- 指導者と児童生徒の人間関係がうまくいっていないとき。

- 指導者の体調不良や機嫌が悪いとき。

イ 体罰（暴力・暴言）では教育はできない

- 体罰（暴力・暴言）は違法な行為であり、人権侵害である。体罰（暴力・暴言）は、学校教育法第11条によって明確に禁止されており、児童生徒の人権を踏みにじるものである。体罰（暴力・暴言）はどのような理由からも正当化できない。

- 体罰（暴力・暴言）は、力による強制であり、児童生徒に屈辱感を与え、心を深く傷つけるとともに、指導者や学校への信頼を失わせる。体罰（暴力・暴言）は指導者が一時的の感情にかられて行う場合が多く、児童生徒は屈辱感を持ち、指導者や学校への不信感を抱くことになる。

- 体罰（暴力・暴言）には、教育的效果がないばかりでなく、逆に児童生徒と指導者の信頼関係をこわし、それまでの指導者の努力がすべて水泡に帰すことになる。

- 体罰（暴力・暴言）は児童生徒の意欲を奪い、暴力容認の考え方を植え付ける。体罰（暴力・暴言）は成長しようとする児童生徒の意欲を失させ、本来、人権尊重の精神を教えなければならない立場にある指導者が、児童生徒に暴力肯定の考え方を持たせてしまうことにつながる。また、いじめ、不登校、校内暴力の遠因となっているとの指摘もある。

ウ 指導の成果を急に求めない

- 授業や児童生徒指導、部活動を行っているとき、指導者は児童生徒との間で強い緊張関係の状態におかれることがある。しかし、発達段階にある児童生徒を指導する立場にある指導者は、児童生徒の成長をじっくり見守っていくことが求められる。指導の成果を急に求めない実践と研修を日頃から積むことが必要である。

エ 体罰（暴力・暴言）により失われるもの

- 体罰（暴力・暴言）は、児童生徒の人権を侵害する非教育的行為であるとともに、体罰（暴力・暴言）によって多くのものが失われる。

- ・指導者、学校に対する児童生徒や保護者の信頼。　・児童生徒の人間的誇り。
- ・児童生徒の自ら考える力。　・児童生徒が自ら成長しようとする意欲。
- ・児童生徒の意欲。　・児童生徒の豊かな心の育成。　・学校の明るさやなごやかさ。

これらが失われると、児童生徒は次のような行動をとる傾向が強くなる。

- ・主体的に思考し行動することが、できなくなる。
- ・指導者が怖くて、嫌いになり、学校へ行きたくなくなる。
- ・指導者の指導に素直に従わなくなる。
- ・暴力・暴言を認め、力によって物事を解決するようになる。
- ・指導者に対する不満をいじめに転嫁するようになる。
- ・指導者に本当のことを言わなくなり、裏表のある行動をとるようになる。

(2) ハラスメントとは

ア 「パワーハラスメント」

一般的に、パワーハラスメントは、権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉である。職権を背景に、本来の範疇を越えて、継続的に人格と尊厳を傷つけることをいう。

部活動においては、自分のキャリアを背景に指導者から部員、指導者から同じ部活動の他の指導者などのケースに対しても起こりうる。

パワーハラスメントは許されない行為であり、パワーハラスメントを受けた者の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を尊重していく

姿勢を持つことが大切である。

○ 部活動におけるパワーハラスメントの例

- ・頻繁に怒鳴りつけられたり、叱責されたりする。  
部活動中の指導において、頻繁に怒鳴りつけたり、過剰にストレスを与えたりするような言動は、パワーハラスメントになる。
- ・「辞めれば?」「死ね!」などと頻繁に言われる。  
大声で怒鳴らなくても精神的に追い込むような言動は、パワーハラスメントになる。
- ・部活動中の行動を細かくチェックされるなど必要以上に干渉される、無視されるなど、他の部員と比べて明らかに違う場合は、パワーハラスメントになる。
- ・物を投げつけられたり、殴られたりする。この場合は、パワーハラスメント以前に傷害罪などになる。

○ 部活動におけるパワーハラスメント防止のためのチェックポイント

- ・指導者一人一人が、身近な言動を見直し、お互いの言動について指摘し合えるよう雰囲気や人間関係を醸成する。（しない、させない、見逃さないという部活動環境づくり）
- ・不快にさせる言動に対し、指導者としてふさわしい判断基準を身につけさせる。
- ・指導者として、児童生徒、保護者等の反応を敏感に察知するとともに、お互いが気軽に意思表示できる環境をつくる。

イ 「セクシャル・ハラスメント」

一般的に、学校教職員（指導者）によるセクシャル・ハラスメントとは、児童生徒や職場の同僚の意に反した性的な性質の言動を行い、それによって、児童生徒に学校生活を送る上で一定の不利益を与えたいたり、あるいは、職場の同僚に職務を遂行する上で一定の不利益を与えたいたり、又はそれを繰り返すことによって、就学環境・職場環境を著しく悪化させることである。

セクシャル・ハラスメントは許されない行為であり、セクシャル・ハラスメントを受けた者の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢をもつことが大切である。

○ 認識の重要性

指導者は、セクシャル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- ・お互いが人格を尊重し合うこと。
- ・相手（児童児童生徒等）を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
- ・性別による優劣の意識をなくすこと。

○ 基本的な心構え

- ・親しさを表すつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
- ・児童生徒やその保護者、他の教職員等との関係にも注意しなければならない。
- ・セクシャル・ハラスメントは、基本的人権に関わる大きな問題であり、被害者にとっては身体のみならず、心の中にも大きな傷として長く残ることになる。

### 3 部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて

「改定版」は、「はじめに」にも示したとおり、令和3年1月末に起こった、「本件

事案」を二度と繰り返してはいけないこと、また、「実態調査」の結果で明らかになつた多くの課題を解決するため、策定した。以下、再発防止や部活動における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた実効性のある取組について示す。

## (1) 体制の構築

### ア 学校における相談体制の周知

学校は、部員やその保護者等からの部活動における暴力・暴言・ハラスメントの校内相談体制（窓口等）について指導者、部員、保護者等へ周知すること。

### イ 「部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）」の設置

校長は、校務分掌に部活動担当（部活動主任等）を位置付け、部活動に係る校内委員会「部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）」（PTA 関係者や地域関係者等（部活動指導員、外部コーチ含む。））を設置し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、年度初めや各学期中に学校の部活動方針を確認し、部活動指導の点検（チェックシートの活用等に取り組む。

### ウ 保護者会の設置の検討

#### ○ 設置の意義

保護者会は、児童生徒の自治及び主体性の育成とチーム目標の達成に向けた部活動運営のサポート的存在となることが期待される。また、保護者会が民主的かつ健康的に運営されることで、部活動に暴力・暴言・ハラスメントが持ち込まれる抑止力になることが期待できる。そのためには、児童生徒を第一に考え、指導者と保護者が手を携え、児童生徒一人ひとりの豊かな成長のために何ができるかを学び合うことが望まれる。

なお、保護者会の設置に当たっては、保護者の意向を十分に踏まえることや、学校が設置や運営に適切に関与し、協力体制の構築に当たり助言等をする必要がある。

#### ○ 指導者が、保護者の理解と協力を得るための取組（例）

- ・部活動通信を月1回又は大会前後に発信
- ・部活動参観日の設定と保護者会開催
- ・保護者会での保護者会費（必要経費）の事前説明と収支報告

#### ○ PTA 団体による取組（例）

- ・PTA 団体による研修会（人権、部活動の在り方等）の開催
- ・PTA 団体から各学校 PTA に対し、研修会開催（人権、部活動の在り方等）の検討を促す。
- ・各学校 PTAにおいて、「部活動見守り隊（仮称）」を設置し、定期的に部活動を参観し活動を見守る。必要に応じて管理職と連携し、部活動の在り方等の改善に協力する。

## (2) 学校における具体的な取組

### ア 報告書の提出

○ 学校は、令和3年4月以降の部活動における暴力・暴言・ハラスメントと疑われる事案については、暴力・暴言・ハラスメント実態調査様式を活用するなどし、実態把握に努めること。また、宜野湾市教育委員会に、速やかに一報を入れ、報告書を提出し、連携を図り、問題解決に努めること。

○ 他の指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに当たる行為を確認した指導者等は、児童生徒の安全を確保し、速やかに管理職（校長等）に報告・相談すること。

#### イ チェックシートの活用

- 校長は、年度初めや各学期中に、服務研修等を実施し、「管理職用、指導者用チェックシート」を活用し、所属する教職員をはじめ、指導者に対し、コンプライアンス遵守の徹底及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶に関する意識を高めて、暴力・暴言等を生まない部活動環境になっているか部活動指導の振り返りと点検・改善に取り組むこと。
  - 指導者においても、定期的に自分自身の暴力・暴言・ハラスメントに関する認識を再確認したり、児童生徒への指導の在り方を見直したりすること。
- ウ 異動時の指導者情報の適切な引き継ぎ
- 管理職は、異動時において、部活動等における指導者の暴力・暴言・ハラスメントに関する情報を、適切に引き継ぐこと。

## 終わりに

「改定版」では、部活動における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた実効性のある取組等についてとりまとめていますが、子どもの人権を守り保障することは、学校教育活動全体において行われるべきことであります。

学校は、全ての学校教育の根本となる「人権教育」「子どもの権利条約」についてあらためて教職員を含む指導者に対し、研修等をとおして再確認していく必要があります。

指導者においては、「子どもは大人のものではないこと」を十分に認識した上で、「部活動は指導者のものではなく、子どもたちが自主的、自発的に行うもの」であることを再確認し、更なる信頼関係の構築に向けて、部活動指導に取り組んでいただきたいと思います。

保護者のみなさんもそのことを十分に再確認し、今後とも学校や部活動をサポートしていただきたいと思います。

また、指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに対しては、一人で悩まず、相談窓口の活用や、保護者会、学校（管理職等）、教育委員会等に相談するなど、子どもたちを守る行動をとってください。

部員のみなさんも、部活動が部員同士の自主的、自発的な参加により行われるものであることを再確認し、自覚と責任を持って活動する必要があること、また、指導者や保護者等が自分たちを支える存在であることも再確認した上で、部活動に取り組んでほしいと思います。

今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校・指導者、部員・保護者や地域が一体となって、痛ましい事案の再発防止と暴力・暴言・ハラスメントの根絶に取り組むとともに、今後とも、子どもたちの「夢実現」に取り組んでまいりましょう。

## 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

(「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5月文部科学省)より)

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と児童生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

① 殴る、蹴る等。

② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。

・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。

・相手の児童生徒が受け身をできないように投げることや、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。

・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④ セクシャル・ハラスメント（性的ないやがらせ）と判断される発言や行為を行う。

⑤ 身体や容姿にかかること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

⑥ 特定の児童生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記に該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。なお、運動部活動内の先輩、後輩等の児童生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

## 新しい時代にふさわしいコーチングの確立に向けて

～グッドコーチに向けた「7つの提言」～

「コーチング推進コンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」という）は、「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議（タスクフォース）報告書」（平成25年7月）に基づき、オールジャパン体制でコーチング環境の改善・充実に向けた取組を推進するため、我が国を代表するスポーツ関係団体や大学、クラブ、アスリートなどを構成員として設置（平成26年6月）されたものです。

我が国においては、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、世界に誇れる我が国のコーチングを確立するとともに、2020年以降も有形無形のレガシーとして、持続可能なスポーツ立国の実現に向けた取組が一層求められています。

そこで、コンソーシアムでは、全ての人々が自発性の下、年齢、性別、障害の有無に関わらず、それぞれの関心・適性等に応じてスポーツを実践する多様な現場でのコーチングを正しい方向へと導くため、「グッドコーチに向けた『7つの提言』」を取りまとめました。

さらには、グローバル化が進展する現代において、国内はもとより、諸外国で活躍するコーチなど、国際社会の中でコーチングに関わる全ての人々にも参考としていただくことを期待しています。

今後、コンソーシアムの構成団体を通じて、7つの提言を広く関係者に呼びかけ、コーチング環境の改善・充実を図っていくこととしています。

平成27年3月13日コーチング推進コンソーシアム

## 新しい時代にふさわしいコーチングの確立に向けて ～グッドコーチに向けた「7つの提言」～

スポーツに関わる全ての人々が、「7つの提言」を参考にし、新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実現することを期待します。

### **1 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。**

暴力やハラスメントを使用するコーチングからは、グッドプレーヤーは決して生まれないことを深く自覚するとともに、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚したスポーツ指導を実践することを決意し、スポーツの現場における暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くすことが必要です。

### **2 自らの「人間力」を高めましょう。**

コーチングが社会的活動であることを常に自覚し、自己をコントロールしながらプレーヤーの成長をサポートするため、グッドコーチに求められるリーダーシップ、コミュニケーションスキル、論理的思考力、規範意識、忍耐力、克己心等の「人間力」を高めることが必要です。

### **3 常に学び続けましょう。**

自らの経験だけに基づいたコーチングから脱却し、国内外のスポーツを取り巻く環境に対応した効果的なコーチングを実践するため、最新の指導内容や指導法の習得に努め、競技横断的な知識・技能や、例えば、国際コーチング・エクセレンス評議会（ICCE）等におけるコーチングの国際的な情報を収集し、常に学び続けることが必要です。

### **4 プレーヤーのことを最優先に考えましょう。**

プレーヤーの人格及びニーズや資質を尊重し、相互の信頼関係を築き、常に効果的なコミュニケーションにより、スポーツの価値や目的、トレーニング効果等についての共通認識の下、公平なコーチングを行うことが必要です。

### **5 自立したプレーヤーを育てましょう。**

スポーツは、プレーヤーが年齢、性別、障害の有無に関わらず、その適性及び健康状態に応じて、安全に自主的かつ自律的に実践するものであることを自覚し、自ら考え、自ら工夫する、自立したプレーヤーとして育成することが必要です。

### **6 社会に開かれたコーチングに努めましょう。**

コーチング環境を改善・充実するため、プレーヤーを取り巻くコーチ、家族、マネージャー、トレーナー、医師、教員等の様々な関係者（アントラージュ）と課題を共有し、社会に開かれたコーチングを行うことが必要です。

### **7 コーチの社会的信頼を高めましょう。**

新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実践することを通して、スポーツそのものの価値やインテグリティ（高潔性）を高めるとともに、スポーツを通じて社会に貢献する人材を継続して育成・輩出することにより、コーチの社会的な信頼を高めることが必要です。

## 暴力・暴言・ハラスメント根絶のためのチェックシート（例）

### 暴力・暴言・ハラスメント根絶のためのチェックシート（管理職用）

暴力・暴言・ハラスメントを根絶するためには、管理職として、定期的に服務研修を実施し所属職員の暴力・暴言等に関する意識を高めたり、暴力・暴言等を生まない学校環境になっているか、見直しすることが重要です。

No	チェック項目	自己評価			
		4	3	2	1
1	暴力・暴言等では教育できないことを、指導者（教職員、部活動指導員、外部コーチ）（以下同じ）に周知し指導の徹底を図っている。				
2	暴力・暴言・ハラスメントについて、これくらいなら問題ないという安易な雰囲気がないように指導に努めている。				
3	部員に対する相談を、担任や生徒指導主任、教育相談担当等、一部の教員だけに任せきりにはしていない。				
4	部員の人権を尊重し、平素から指導者が適切な言葉遣いをするように指導している。				
5	部員と指導者が口論になったとき、暴力・暴言・ハラスメントが起きないよう他の指導者等の関わりができる部活動指導体制を整えている。				
6	暴力・暴言・ハラスメントが発生した場合の具体的な対応策について、指導者が共通理解をしている。				
7	学校全体で暴力・暴言・ハラスメントが発生しないよう研修会を実施している。				
8	指導者や保護者等からの暴力・暴言・ハラスメントを容認する風潮に対しきつぱりNOと言える。				
9	障がいのある部員への指導方法や生徒指導上困難な場面における指導方法について、共通理解及び共通実践が図られている。				
10	指導者からの管理職への報告、連絡、相談体制はできているか。また、平素から指導者とのコミュニケーションづくりに努めている。				

【自己評価 4:よく当てはまる 3:ある程度当てはまる 2:あまり当てはまらない 1:全く当てはまらない】  
※1や2が多い場合、暴力・暴言等に気をつける必要があります。

### 暴力・暴言・ハラスメント根絶のためのチェックシート（指導者用）

暴力・暴言・ハラスメントを根絶するためには、自分自身の暴力・暴言等に関する認識を再認識したり、部員への指導の在り方を見直したりすることが重要です。年に数回チェックシートを活用し、行動を振り返ってみましょう。 ※指導者（教職員、部活動指導員、外部コーチ）（以下同じ）

No	チェック項目	自己評価 (当てはまる項目を チェックする)
1	どの部員にも指導者から積極的にあいさつをしているか。また、部員からのあいさつに対して丁寧に明るくこたえているか。	
2	部員によって異なる呼び方をしていないか。（「さん・君」で呼ぶ部員と、呼び捨てや愛称で呼ぶ部員等）	
3	遅刻が多い部員に対して、理由を詳しく聞かずずに指導していないか。（本人の責任でなく、家庭等に原因がある可能性を見過ごしていないか）	
4	部員に要求しながら「指導者は別」と言うことがないか。	
5	小さいじめやしごきを経験することは、部員の成長過程に必要と感じていなか。	
6	部員と話すとき、「お前」「お前たち」と言うことがないか。	
7	「またか」「いつも…だ」などと、部員を固定的・断定的に見た言い方をしていないか。	
8	理由や意義の説明をせず、部活のルールを守らせることのみの指導をしていないか。	
9	他校の部員と比較するなど、学校間で優劣を感じさせるような言動をしていないか。	
10	「この程度のことも出来ないのか」などと、部員を蔑んだ言い方をしていないか。	
11	部員による人を傷つけるような言動を見逃していないか。（部活動中だからといって見逃していないか等）	
12	部員のミスに対して、大声で怒鳴ることはないか。	
13	部員に対して「使えない」「下手くそ」「部活(学校)やめろ」「どうせ勝てない(進級できない・卒業できない)」などの発言をしていないか。	
14	「バカ」、「アホ」、「死ね」、「クズ」、「デブ」、「チビ」などの人格等を否定する言葉遣いをしていないか。	
15	他の指導者による人権侵害の可能性がある言動等に対して、見て見ぬふりをしていないか。（管理職等に報告することを躊躇していないか）	

【自己評価： チェック項目が多い場合、暴力・暴言・ハラスメント、子どもへの人権侵害の恐れがあります。】

